

平成 29 年度
「公益信託仙台銀行まちづくり基金」
助成金申込要領

1. 助成の目的

本公益信託は、宮城県内における「まちづくり」に必要な環境整備などの活動や調査研究等を行う個人または団体に対する助成を行うことにより、地域住民による快適で文化的な都市環境の創造を図り、もって活力と魅力あふれた地域社会の発展と振興に寄与することを目的とします。特に、東日本大震災による未曾有の被害からの復旧・復興支援活動に対する助成は、重要な課題であり、積極的に取り組むこととしています。

2. 助成の対象者

- (1) 法人・団体
- (2) 個人

※ただし、いずれも営利を目的とする事業又は活動は行わないものであること。

※未成年者の方からの申請については、原則として保護者の方の同意が必要となりますので後記「申請書の提出・照会先」に事前にご相談ください。

3. 助成の対象事業又は活動

宮城県内におこる「まちづくり」に必要な環境整備などの活動や調査研究で、次のいずれかに該当するものとします。（詳細は別紙1参照）

なお、東日本大震災からの復旧・復興支援活動に関する助成申請を含みます。

- (1) 快適で文化的なまちづくりに必要な環境整備などの実践活動
- (2) まちづくりのために必要な調査、研究、情報提供を行う活動
- (3) その他まちづくりの目的を達成するために必要な事業

4. 活動対象期間

平成30年1月～平成30年12月の間に活動を開始しかつ終了する事業を対象とする。

5. 助成金額

1件当りの助成金限度額 30万円

ただし、運営委員会が認めた場合には、限度額を超えて助成することが出来るものとする。

※以下の経費は、原則として助成の対象となりませんのでご注意ください。

- (1) 団体の役員・職員等の人件費、事務所借料、団体の経常的運営に要する費用
- (2) 助成対象事業以外の団体の役員・職員等の旅費・交通費・謝金等
- (3) 個人又は団体に贈与する寄付金、義援金等

6. 応募方法

所定の申請書に必要事項を記入し、後記受託者宛て提出してください。

(1) 提出書類

- | | |
|-------------------|----|
| ア. 助成申請書（P1～2） | 1部 |
| イ. 収支計画書 | 1部 |
| ウ. その他活動を説明する添付資料 | 1部 |

(2) 申請書記載上の注意

- ア. 楷書で黒ボールペンを使用の上、わかりやすく記入すること（パソコン等を使用して作成することも可）。
- イ. パソコン等で作成する場合、枠の大きさ等につき多少の変更は差し支えないが、記入項目・順序・枚数は厳守すること。

(3) 提出にあたって

- ア. 書類の提出に当たっては、提出書類を全て揃えた上で申請締切日までに提出のこと。
- イ. ファックス及びE-mailでは助成申請書の受け付けはしません。

7. 申込期間

平成29年4月1日から平成29年9月30日まで

8. 審査方法及び通知

当公益信託の運営委員会で審査のうえ採否を決定し、結果は平成30年1月中旬に受託者より申請者（団体：名称・代表者名・所在地、個人：氏名・住所）宛て郵送にて通知します。

9. 助成金の給付

平成30年2月上旬を目処に申請団体指定の銀行口座に助成金を振り込みます。

10. その他注意事項

(1) 報告等

- ア. 助成を受けた団体は、所定の報告書を受託者に提出しなければなりません。
- イ. 助成を受けた団体は、支払いに関する請求書および領収書等の証ひょう書類を整理して保管しなければなりません。
- ウ. 証ひょう書類は、受託者の求めに応じて提示または提出しなければなりません。

(2) 助成金の返還

次の場合は、助成金の全部または一部を返還しなければなりません。

- ア. 助成対象となった活動が行えなくなったとき。
- イ. 助成決定した内容と活動の内容が異なったとき。
- ウ. 助成金を申請した目的以外の目的に使用したとき。
- エ. 偽りその他不正な手段により助成金の給付を受けたことが判明したとき。

(3) 申請書について

- ア. 申請書類の返却はしません。
- イ. 申請書は、助成対象活動の採択に当たっての基本的な審査資料となりますので、その内容について変更の生じることのないよう、十分検討した上で作成、提出してください。
- ウ. 申請者の氏名（代表者名）・住所等、申請用紙に記載された事項は、すべて受託者・運営委員等公益信託の運営関係者、および主務官庁に提供され、一般に公開されることもありますのでご了承ください。

(4) 事業内容の変更

助成を受けた団体が、その対象となった活動の計画を変更しようとするときは、事前に受託者宛て連絡し、運営委員会の承認を得なければなりません。

【申請書の提出先・照会先】

〒980-0021	仙台市青葉区中央2-1-7 三井住友信託銀行 仙台支店 公益信託仙台銀行まちづくり基金係
TEL	022-224-1144 (受付：平日9時～17時)

(※) 公益信託とは

個人の方が公益活動のために財産を提供しようという場合や、法人が利益の一部を社会に還元しようという場合などに、信託銀行に財産を信託し、信託銀行は公益信託契約で定められた公益目的に従ってその財産を管理・運用し、公益活動を行う制度です。

公益信託仙台銀行まちづくり基金
助成の対象事業・活動

事業名	事業又は活動の対象	
1. 快適で文化的なまちづくりに必要な環境整備などの実践活動	(1) 都市空間の緑化推進 (2) 水空間の保全、美化 (3) 都市景観の改善 (4) みち空間の美化 (5) 歴史的まちなみの保全等 (6) 自然環境の保全 (7) まちなみ活性化事業 (8) その他	公園、道路、河川、学校等の公共空間及び民有地の緑化、緑地保全等 河川、海岸等の保全、美化 ランドマークとなる時計台、彫刻等の設置、ベンチ、街灯、標識等の改善等 ガードレールの改善、花壇の設置、街路樹の植樹等 史跡、遺跡、文化財、伝統的まちなみ、歴史的建造物等の保全及び保存 都市空間における自然環境の保全等 まちなみ活性化のための各種イベントの開催・参加、市民祭、文化祭、運動会、展覧会等の開催
2. まちづくりのために必要な調査、研究、情報提供	(1) まちづくりに関する創造的かつ自主的な事業又は活動の企画、調査、研究 (2) まちづくりに関する広報、講演会等 (3) まちづくりに関するリーダーの育成、専門家の招へい等 (4) まちの歴史、文化等の調査、研究 (5) その他	
3. その他まちづくりの目的を達成するために必要な事業	(1) 公共施設の整備・充実 (2) その他	学校、公民館、集会所、図書館等における設備、備品、図書等の購入、整備、改善等